

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

任期満了（平成31年4月18日まで）に伴い、新たに農業委員・農地利用最適化推進委員を募集いたします。

共通事項

- ▶ 募集期間 平成30年12月3日㊂～平成30年12月28日㊂
- ▶ 募集方法 町ホームページに掲載されている推薦・応募用紙に必要事項を記入の上、平成30年12月28日㊂の17時15分までに、直接神崎町農業委員会事務局までご提出ください。
農業委員と農地利用最適化推進委員への推薦・応募の手続きを同時に行い、両方の候補者となることはできますが、任命等の時点で両方を兼務することはできません。
- ▶ 募集要件 次のいずれかに該当する者は、推薦・応募ができません。
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ▶ 選考方法 応募者数が定数を超えた場合は、関係者からの意見聴取等、総合的な判断のもと決定いたします。募集の結果については町ホームページにて公表します。募集に際しご提出いただきました内容のうち、住所以外が公表されます。
- ▶ 任期 平成31年4月19日～平成34年4月18日 3年間

農業委員に関する事項

▶ 対象

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進等に関し、その職務を適切に行うことのできる者

※原則として、委員の過半数は認定農業者であることや、農業者以外の中立な立場の委員や年齢・性別に著しい偏りが生じないように女性や青年の登用することが求められています。

▶ 主たる業務

1. 違反転用等の是正指導
2. 遊休農地の発生防止及び解消に向けての調整
3. 許認可に伴う現場業務
4. 毎月の農業委員会及び各種会議等への参加

▶ 募集人数

▶ 推薦・応募用紙

- ・農業委員 推薦届(法人・団体用) 1号様式
- ・農業委員 推薦届(個人用) 2号様式
- ・農業委員 応募届 3号様式

農地利用最適化推進委員に関する事項

▶ 対象

農地等の利用の最適化に熱意と識見を有する者

▶ 主たる業務

1. 違反転用等の是正指導
2. 遊休農地の発生防止及び解消に向けての調整
3. 許認可に伴う現場業務
4. 必要に応じた農業委員会及び各種会議等への参加

▶ 募集人数

▶ 区域

区域	担当地区
神崎東部	神崎本宿、今、高谷、大貫、郡
神崎西部	神崎神宿、松崎、向野、小松、並木
神崎南部	武田、新、毛成、古原、植房、立野

▶ 推荐・応募用紙

- ・推進委員 推薦届(法人・団体用) 1号様式
- ・推進委員 推薦届(個人用) 2号様式
- ・推進委員 応募届 3号様式